

愛媛県教育委員会 4 月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和 8 年 4 月 10 日（金）午後 3 時 30 分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長	高岡哲也	委 員	関 啓三	委 員	北須賀逸雄
委 員	畠山千愛	委 員	田坂文明	委 員	山下由美

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長	黒田 敬	指導部長	川本昌宏
教育総務課長	栗田 謙	施設厚生室長	加藤 剛
社会教育課長	岡田博之	文化財保護課長	廣田 聡
保健体育課長	近藤博隆	義務教育課長	川崎洋幸
高校教育課長	中井賢哉	高校教育課魅力化推進監	野村竜也
高校教育課財務指導監	渡部和宏	人権教育課長	竹縄浩二
特別支援教育課長	壽海雅彦		

5 会議の概要

(1) 開 会（午後 3 時 30 分）

（教育長） ただいまから、教育委員会 4 月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしてお願いいたしますよう御協力をお願いいたします。

(2) 教育長挨拶及び新任者挨拶

（教育長） 新年度に入りまして、第 1 回目の定例会でございます。教育委員の皆様には今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、最初に事務局の新任の方から、自己紹介をお願いいたします。

（副教育長） 副教育長の黒田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（指導部長） 指導部長の川本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（高校教育課財務指導監） 高校教育課財務指導監の渡部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（社会教育課長） 社会教育課長の岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（義務教育課長） 義務教育課長の川崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（高校教育課長） 高校教育課長の中井でございます。どうぞよろしくお願い

願いいたします。

(人権教育課長) 人権教育課長の竹縄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(教育長) 次に、委員の皆様にご提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第24号愛媛県教育支援委員会委員の任命については、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、そのようにさせていただきます。

(教育長) 最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(3) 3月臨時会及び3月定例会議事録の承認

(教育長) 3月臨時会及び3月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長報告に移ります。

(4) 教育長報告

○令和8年度の各課(室)における重点取組事項について

(教育長) 令和8年度の各課(室)における重点取組事項について、事務局から報告をお願いいたします。

(教育総務課長) 教育総務課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、教育振興に関する大綱は、本県の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を知事が定めるものであり、現在の大綱は、令和5年3月に策定し、令和8年度までの計画期間としております。今年度は大綱改定の年となっており、知事と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、連携して教育行政の執行に当たることができるよう、知事の公約や県総合計画との整合を図りながら改定に取り組んでまいります。知事と教育委員会で構成する総合教育会議でも協議することとしており、委員の皆様方の御意見を頂きながら進めたいと考えております。

次に、昨年度導入した県立学校入試の出願手続等のデジタル化については、約1万件の出願を漏れなく適切に処理することができました。今年度は、更なる利便性の向上・負担軽減に向け、利用者や教職員の意見を踏まえたシステム改修・機能拡充に取り組んでまいります。

次に、今後の大規模災害に備え、被災地における児童生徒の学びを早期に確保することを目的として、被災地外から教職員を派遣する災害時学校支援チームについて、本県におきましても、現在、設置に向けた準備を進めているところです。5月頃から公立学校の教職員を対象とした隊員の募集を行い、研修を実施の上、11月頃のチーム設置を目指して取

り組んでまいります。

(施設厚生室長) 施設厚生室の重点取組事項について御説明いたします。

まず、県立学校振興計画対象校における施設・設備の整備については、新たに設置される学科・コースに必要な施設・設備を整備することで、教育環境の充実に取り組んできたところです。令和8年度は、校舎の新設工事及び設備・備品の整備を行います。

次に、教職員のメンタルヘルス対策の推進については、産業保健スタッフによるアウトリーチ型の相談やAIシステムの活用により、早期にスタッフによる相談につなげ、メンタル不調による離職者や休職者を一人でも少なくするよう、取り組みます。

(社会教育課長) 社会教育課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、地域ぐるみで育むえひめっ子未来創造事業では、県立学校にコミュニティ・スクールを導入し、アドバイザー派遣等の伴走支援を行い、地域学校協同活動と一体的に推進するほか、市町と連携し、家庭教育支援の取組を拡充します。

次に、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充では、多世代交流を促すインストラクターを養成するほか、新第二別館の官民共創拠点を活用し、えひめ社会教育士ネットワーク交流会を開催するなど、人材育成と地域の教育力向上に努めます。

次に、協働で支えるヤングボランティア推進事業では、高校生ボランティアが、活動を通じて企業・NPO等と協働し、交流する機会を設けるとともに、ヤングボランティアサミットを開催することで、地域活動の担い手の育成と新たな連携の創出を図ります。

今年度も、学校と地域、家庭、行政等が連携・協働し、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支え、地域への愛着を深められるよう取り組んでまいります。

(文化財保護課長) 文化財保護課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、文化財の保存及び活用の推進についてです。令和7年度から新たに県指定文化財デジタル化保存・活用推進事業として、「残す」「伝える」「活かす」を三つの柱とした事業を展開させ、県指定文化財の3次元測量調査及び3Dデータ化や、地域伝統行事に携わる市町職員や住民を対象とした祭り継承研修会及び一般県民に文化財を身近に感じてもらうため、県立高校の生徒の協力を得て、「文化財フェア2025」を開催したほか、文化財の魅力発信を効果的に行うため当課ホームページのリニューアル等を行いました。引き続き当課インスタグラムと連携した効果的な魅力発信により、文化財の周知、理解促進、愛着増進につなげてまいります。

また、文化財所有者をはじめ、国や市町と連携強化を図り、専門家の意見も聴きながら、順次、国や県の文化財指定等を進めてまいりますと

ともに、所有者等が行う保存修理事業への助成等を行うこととしております。

このほか、「えひめ文化財等防災ネットワーク」により、所有者・行政・関係機関等と更なる連携を図りながら、オール愛媛での防災・減災対策に取り組んでまいります。

次に、「四国遍路の世界文化遺産登録」についてです。四国遍路の世界文化遺産登録を目指し、「資産の保護措置の充実」という課題解決のため、観光スポーツ文化部の調査費で、第51番札所石手寺など7か寺の詳細調査を実施します。

(保健体育課長) 保健体育課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、部活動改革の推進については、県独自の県立高校部活動改革及び公立中学校の部活動地域展開等に着手し、教員負担にも配慮しつつ、持続可能な活動環境づくりに取り組みます。具体的には、県立高校において、部活動の精選や部活動指導員の活用による複数顧問体制の整備を目指すとともに、中高連携など地域に根差し魅力的な部活動である「魅Can部」の対象を小・中規模校限定から全ての学校に拡充し、活動の充実と魅力発信で生徒の全国募集や地域活性化につなげてまいります。

また、公立中学校の部活動においては、本年度から地域展開を更に加速させるため、県独自の部活動改革に係る包括的システムやオール愛媛の連携協働体制「えひめ地域クラブ」の構築を進めるなど、県主導である資源を最大限活用する仕組みを整えます。

次に、学校給食費の無償化については、国における、学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化のための「給食費負担軽減交付金」創設に基づき、公立小学校の学校給食に係る食材費に対し、交付金を交付することにより、保護者の負担軽減を図ってまいります。

(義務教育課長) 義務教育課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、ICTの効果的な活用による学力向上の推進についてです。近年の全国学力・学習状況調査の結果から、「下位層の学力の底上げ」、「読解力の育成」、「児童生徒一人一人が『分かる』『できる』を実感できる授業づくりの推進」という課題が明らかになりました。そこで、令和8年3月に策定した第5期学力向上推進計画に基づき、学力調査の結果など、教育データを利活用した現状把握や、発達段階に応じた「デジタル学習基盤」の効果的な活用による授業改善のモデルを示す「授業力パワーアップ研究会」の開催など、課題に即した事業を展開していきます。また、グローバル人材の育成に向け、生成AIを活用した英会話教材などにより、児童生徒の英語力や教師の授業力の向上にも取り組みます。

次に、不登校対応の充実についてです。今年度も引き続き、不登校支援に係る講師等187人、スクールカウンセラー62人、ハートなんでも相談員96人を配置し、子ども・保護者・教職員が気軽に相談できる体制を整備するとともに、校内サポートルームにおいては専任教員による個別支

援を行います。また、メタバース上の「メタサポキャンパス」では、専門スタッフによる学習機会の保障と社会的自立に向けた支援を継続します。

これらの取組から得られた知見を連絡協議会や研修、通信等を通じて全県に波及させ、多様な教育機会の確保と充実に努めます。

(高校教育課長) 高校教育課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、将来の愛媛を支えるグローバル人材の育成についてです。地元で活躍するグローバル人材育成事業を実施し、国内外に留学した生徒の報告、海外と関係の深い県内企業の情報提供を行うえひめ県立学校留学フェアを開催するなど、留学機運の醸成を図ります。さらに、えひめ高等学校英語教育推進事業では、ディベート・コンテストの開催等により、論理的思考力や批判的思考力を養うとともに、英語コミュニケーション能力の向上を図ります。

また、外国語指導助手招致事業では、全校へ外国語指導助手との交流機会を提供することにより、地域レベルでの国際化を促進することとしています。

これらの取組を通して、本県の英語教育の充実に図るとともに、豊かな語学力やコミュニケーション能力を身に付け、異文化を理解した、将来の愛媛を支えるグローバル人材の育成を図ります。

次に、県立学校振興計画に基づく教育内容充実のための取組についてです。県立学校振興計画推進事業を実施し、令和10年度から14年度の後期計画の策定に向けた地域協議会を設置するとともに、令和9年4月開校予定の宇和島南高校の新校開設準備委員会を設置することとしています。さらに、振興計画の3本柱の実現に向けた取組も実施します。

また、えひめ県立学校進学フェア事業を実施するなど、強力な広報活動を展開し、小・中学生やその保護者に県立学校の魅力をアピールすることとしています。

これらの取組を通して、これから高校進学を目指す子どもたちの期待に応えられるよう、前期計画の着実な具体化及び後期計画の策定を行い、地域に愛され生徒に選ばれる魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

(人権教育課長) 人権教育課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、人権意識の高揚と指導者育成に向けた取組についてです。学校教育、社会教育における実践報告と協議を行う愛媛県人権・同和教育研究大会や主任研修会などを通して、県民の人権意識の高揚と指導者育成に努めます。

次に、いじめ防止対策の充実にについてです。昨年度に引き続き、いじめの未然防止に向けて、人間関係の構築力育成を目的に開発した「ジブンミカタプログラム」を、県内全ての公立小・中学校で運用することに伴い、セルフチェックをすると自動的にフィードバックされる個別アド

バイスを参考に、児童生徒が自ら行動目標を設定し、実践を繰り返すことで、よりよい人間関係をつくる力を育てることを目指します。さらに、県内全ての小・中学校をオンラインで接続し、いじめ問題について話し合う一斉ライブ授業の実施を通じて、子どもたち自身によるいじめ防止に向けた学校づくりを支えるとともに、県全体へ啓発し、効果的ないじめ防止対策を推進してまいります。また、いじめに悩む子どもの相談窓口として、引き続き電話とSNS等を利用した相談活動を実施してまいります。

(特別支援教育課長) 特別支援教育課の重点取組事項について御説明いたします。

まず、医療的ケア児通学支援について、医療的ケア児の学習機会の保障と安全・安心な通学環境の実現を図るため、保護者の送迎・付き添いなくとも医療的ケア児が通学できるよう、自宅から学校までの間を看護師が同乗した福祉タクシーで移送する通学支援を実施します。

次に、高等学校における通級による指導について、高等学校において、特別な教育的支援が必要な生徒が、卒業後の就労等も見据えた適切な支援が受けられるよう、効果的な通級による指導を実施するための研究実践を行います。

(教育長) ただいま、事務局から今年度、重点的に取り組みたい事項について説明がありましたが、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(田坂委員) 部活動の地域展開について、広域連携システムのイメージとしては、生徒が市町をまたいで移動し、練習を他でどう行うことになるのでしょうか。

(保健体育課長) 当然、単独では対応できない市町もあると思いますので、広域連携システムとは、そのような市町の境を超える対応もあると解釈いただけたらと思います。

(田坂委員) 小さな町では指導者が十分確保できないから、そこは近隣市町に依存するということでしょうか。

(保健体育課長) 正におっしゃるとおりで、市町間の補完をしていきたいと考えています。

(田坂委員) すばらしい取組だと思います。頑張ってください。

(教育長) ほかにございませんか。

(北須賀委員) ICTの効果的な活用による学力向上の推進について、本県で開発したEILS(えひめICT学習支援システム)では、コンピュータ上でテスト等の出題、採点、集計等を行うことができることが重要な機能だと思います。小・中学校では、県独自の学力調査を実施と記載されていますが、具体的にはどのようなもののでしょうか。

(義務教育課長) 義務教育課では既に学力診断調査や10分間集中テストを作成し、小・中学校の児童生徒にコンピュータ(CBT)上でテスト

を受けさせているところです。

(北須賀委員) 特に広域でテスト等を実施できることが、このE I L Sの大きな特徴だと思います。高校の分野では、採点では使っているけれども、広域でテストを実施しているとは聞いていないのですが、統一的なテストを実施していくということは、学力向上につながるのではないかと思います。高校教育課としては、その辺りについてどう考えていますか。

(高校教育課長) 現在のところ、広域でテストを実施する計画はありませんが、委員の御意見を踏まえて、しっかり研究をしてまいりたいと思います。

(北須賀委員) 昔から高校では、県学力テストというものがありますが、E I L Sでやってみると、非常に能率が上がるという側面もあろうかと思しますので、いろんな角度から検討していただければと思います。

(教育長) ほかにございませんか。

(関委員) 災害時の学校支援体制の構築ということで、その中で、能登半島地震への派遣から、新たに機能強化が必要となったものや、今後、特徴的なものを検討される見込みがあれば、教えてください。

(教育総務課長) 兵庫県などの先進県を中心に能登半島で活動した経験も踏まえて、文部科学省が全国的に学校支援チームの設置を進める中で、やはり先進県からは、いろんな県の協力体制の元で進めていくことが重要だと言われています。先進県の活動なども参考にしながら、本県でも災害時学校支援チーム立ち上げて、協力体制を構築しながら、活動を進めていきたいと考えています。

(関委員) 不登校対応の充実について、令和6年度は、愛媛県の不登校児童生徒の出現率が全国以上に増えています。どのような要因が考えられるのでしょうか。

(義務教育課長) 不登校の要因は、国の見解でもその特定は難しいとされているところですが、一つには、児童生徒の居場所を学校以外でも確保していく、教育機会確保法という法の趣旨が広がった結果であろうかと捉えています。

また、学校に登校しないと出席にならないので、市町でのサポートルームの横展開も、全国に遅れることなく、進めていく必要があると認識しています。

(山下委員) 不登校対応の充実について、不登校児童生徒数は数値的に上がってきていると思いますが、どのぐらい学校に来られないと、不登校の定義に当てはまるのでしょうか。

(義務教育課長) 年間30日以上欠席で不登校となりますが、理由によっては、その定義に当てはまらないこともあります。例えば、病気による欠席等が挙げられます。

(山下委員) 不登校対応の充実に向けた取組の中に、不登校の未然防止

に向けた研修会の実施とありますが、どのような研修会でしょうか。

(義務教育課長) 全小・中学校から教職員が各1名参加し、フリースクールや教育支援センター関係者と連携して、講義や協議等を行い、各学校における不登校の未然防止及び関係機関と連携した支援の充実を図るものです。

(山下委員) 先ほどの部活動改革について、市町をまたいで地域展開した場合、誰が送り迎えをするのか、保護者の負担がかなり大きくなるんじゃないかという話を聞くのですが、どのようにお考えでしょうか。

(保健体育課長) 取組が進んでいる市町では、送迎車の購入や、手持ちのバスの転用を考えているようですが、保護者の方にある程度の負担が生じることは、やむを得ないと考えております。

(山下委員) 弊社にも子育て世代のお母さんたちがいて、半島に家がある場合、学校から遠く、学校が終わってから、部活動開始までに家に帰るだけの時間がないなど、部活動の場所に行くまでに時間がある子ども向けに居場所が欲しいという声を聞きますが、対応を考えていますか。

(保健体育課長) 市町とも意見を共有し、負担を少なくできるよう検討していきたいと思います。

(教育長) 県としては、まずは、土日の部活動の地域展開に取り組んで、徹底してやっていきます。現在、マッチングシステムの構築や、企業、団体、市町を巻き込んだ県下全域での組織づくりを進めており、まずは市町の伴走支援をやっていきます。当然、市町によって財政の体力的な部分であったり、先ほど言われた半島部といった地域の様々な事情があったりすると思いますので、県の方でもいろいろなケースを実施しながらどういった形がベストなのか、検討していきます。

例えば、送迎用のバスを手配するとか、何らかの形で指導者が移動手段を確保するとか、そんな意見がどんどん出てくると思います。今は移行期間ということで、試験導入的な部分で取組を進めた上で、様々な問題点を抽出して、何がベストな方法かを、市町と共に検討していきたいと考えています。そして、おそらく今すぐに細かな部分まで対応というのは難しいとは思いますが、先ほど委員もおっしゃったように、様々な課題や問題は各地域にあると思うので、全て皆さんと共有しながら、適切に対応していきたいと考えています。

(畠山委員) 高等学校における通級指導についてですが、特別支援まではいかないけれど配慮が必要な子どもたちにとって、通級教室があるということは、良いと思います。通級指導教室設置校ではない他校から行くための交通手段は、どのようなになっているのでしょうか。

(特別支援教育課長) この事業は、現在、計画書を提出している文部科学省の委託事業になり、採択されれば実施できるということになります。1年目は、東予地域の新居浜商業高校、土居高校、西条農業高校の3校が通級指導を行っていますので、この3校に特別支援教育スーパー

バイザーや通級指導アドバイザーを派遣して、特別支援教育の体制づくりに努めていくことになります。基本的に、その学校に通っている自校通級の生徒が対象になるので、他校に通われてる生徒は、現時点では対象になっていませんが、今後、例えば、新居浜商業高校の先生が小松高校に行って指導する巡回指導といったことも、将来的な視野に入れていきたいと考えています。

(畠山委員) 小学校や中学校で通級学級に通っている生徒は、高校に通ってもそういう心配があるわけですが、通学できる学校を限定できないので、巡回指導ができるようになればいいなと思います。

(特別支援教育課長) 巡回指導ができるよう、検討してまいります。

(畠山委員) 学校給食費の無償化について、これは、小学校だけを無償化するというのでしょうか。

(保健体育課長) 現時点では、小学校だけが対象です。

(畠山委員) 国が小学校だけを対象としているのでしょうか。

(保健体育課長) お見込みのとおりです。

(北須賀委員) 県立学校入試に係る出願手続等のデジタル化に関する、運用方法、システム修正拡充の検討について、調査書、健康診断書、学習成績等一覧表の取り扱いを見直しとされていますが、具体的にどのようなものなのでしょうか。

(教育総務課長) システム上で全てが賄えればいいのですが、まだ添付文書をどうするかという問題があり、押印の簡素化であるとか、現場からもいろいろと改善要望が出てきており精査中なのですが、現場の要望も聞きながら、いろいろと改善を進めていきたいと思っています。

(北須賀委員) この調査書や健康診断書、それから学習成績等一覧表は極めて重要な書類になります。トラブル等が起こらないように、十分注意していただければと思います。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○特定事業主行動計画（子育て・女性活躍サポートプログラム）の一部改定について

(教育長) 次に、特定事業主行動計画（子育て・女性活躍サポートプログラム）の一部改定について、事務局から報告をお願いします。

(教育総務課長) 特定事業主行動計画（子育て・女性活躍サポートプログラム）の一部改定について、御説明いたします。

県教育委員会では、特定事業主行動計画として、令和11年度までを計画期間とする「子育て・女性活躍サポートプログラム」を策定し、子育て支援と女性活躍の推進に取り組んでいるところですが、今回、計画の目標を一部見直すこととしました。

一つ目は、第六次男女共同参画基本計画が先月、閣議決定され、成果目標が新たに示されたことに伴い、女性役付教職員の割合の目標値を変

更しました。また、国の特定事業主行動計画策定指針では、内部部局等に勤務する職員とそれ以外に勤務する職員を区分して、年間の超過勤務時間の状況を把握することとされているため、管理方法を見直しました。

具体的な改定の概要ですが、まず、役付教職員に占める女性の割合は、これまで23パーセント以上としていたところ、30パーセント以上に、うち、校長は20パーセントから27パーセント、教頭は25パーセントから31パーセントに引き上げました。

また、超過勤務時間については月平均15時間以下という目標値は維持する形で、事務局と県立学校に区分し、年単位での管理も行うよう変更しました。

取組事項については、現行計画に基づく取組を継続することとしますが、今回の目標値引上げ等を踏まえその達成に向け、各取組をより一層推進していきたいと考えています。

報告は以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(畠山委員) 現在の役付教職員に占める女性の割合は、どれくらいになっているのでしょうか。

(教育総務課長) 1年前の令和7年4月1日の実績は、教育委員会全体では25.5パーセントとなっており、変更前の目標値23パーセントを上回っている状況でしたが、今回、目標値を見直しましたので、目標達成に向けて引き続き取り組んでまいります。また、その内数として設定している校長は、令和7年度は19.4パーセント、教頭は20.8パーセントとなっており、近年、少しずつ増加はしているのですが、改定前の値にも届いていない状況ですので、引き続き推進していきたいと考えております。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○文部科学省スーパーサイエンスハイスクール指定校について

(教育長) 次に、文部科学省スーパーサイエンスハイスクール指定校について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 松山南高校が、文部科学省からスーパーサイエンスハイスクールに指定されたので、報告いたします。

今年度、スーパーサイエンスハイスクールには、新規校・再採択校併せて34校が指定されました。認定枠7番の松山南高校は、今後、5年間、研究に取り組みます。認定枠については、国からの支援はありませんが、対外的にSSH指定校を名乗ることができ、科学技術人材育成の全国的なモデルとしてこれまでの成果を基に、多様な実践活動を展開・普及します。なお、同事業の開始から、補助金支給限度期間となる24年間連続で指定を受け続け、認定枠へ移行した学校は全国でも同校を含め2校しかなく、大変名誉なことと考えています。

また、同校は認定枠の指定に加え、今年度から新設された認定枠向け加速支援という追加支援の指定を受けたため、令和8年度、9年度の2年間については、年間300万円の支援を受けることとなっています。

事業概要について説明いたします。

松山南高校の研究開発課題名は、「メタバース×データサイエンス共創プログラムの加速・普及・自走化支援」となっており、メタバースとデータサイエンスを核とした革新共創課題研究の成果を、国内外の学校・教育機関へ波及させ、県内外の探究教育を加速させるとともに、持続可能な体制の構築に取り組むこととしています。

事業の取組を通して得られた成果については、県内に広く普及することとしており、教育委員会といたしましては、今回の指定校の決定を受け、本県の未来を担う有為な人材の育成を目指す学校の取組に対して、更なる支援を進めてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(畠山委員) 学校が手を挙げて指定されるのでしょうかですか。それとも、教育委員会等から推薦された学校が指定されるのでしょうか。

(高校教育課長) 教育委員会等から学校に働き掛けることはありますが、基本的には学校が手を挙げ、文部科学省から選ばれれば指定されることになります。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○公立中学校教諭による損害賠償請求事件について

(教育長) 次に、公立中学校教諭による損害賠償請求事件について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 公立中学校教諭による損害賠償請求事件について、報告いたします。公立中学校教諭による損害賠償請求訴訟が提起されたので、報告いたします。

この訴えは、原告が高校入試の受検生の引率で県立高校に赴いた際、被告である当時の高等学校長が原告勤務校の中学校長に対し、事実と異なる電話連絡をしたことにより、原告が引率業務の交代を命じられ、社会的評価や職務上の信用が低下し精神的苦痛を被ったとして、松山簡易裁判所に提訴したもので、訴状の送達がありました。

被告は当時の高等学校長及び愛媛県であり、知事が県の代表者となります。

この訴えに係る第1回口頭弁論は、令和8年4月22日に行われることになっており、訴訟代理人を選任し、応訴することとしております。

応訴の方針としては、当時の校長の対応に違法な点はないため、請求の棄却を求めることとしており、訴訟代理人と連携し、適切に対応して

まいります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告を終了いたします。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

(教育長) 議案審議に移る旨宣する。

(5) 議 事

議案審議

○議案第24号 愛媛県教育支援委員会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県教育支援委員会委員である県職員の人事異動に伴い、その後任の委員を愛媛県教育支援委員会設置規則第3条第2項の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) その他の協議を終了し、非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午後4時21分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会4月定例会を閉会いたします。